

東芝住宅用太陽光発電システム 保証書記載事項変更届【様式1】

※変更後の太陽光発電システムのお客様と当該太陽光発電システムが直接設置された不動産のお客様とが一致する場合にはのみ手続き可能です。また、手続きの際にはシステムに変更が加わっていないことが前提です。

※本変更届は、別添する「機器長期保証制度のご案内」をよくお読み頂き、ご了解されたうえでご提出をお願い致します。

(本変更届をご提出頂きました場合にはご了解頂いたものとさせていただきます)

パワーコンディショナ 製造番号 <small>*本体ラベルを確認、転記下さい。</small>														
新しいお客様	ふりがな													
	お名前	印												
	ご住所 (設置場所)	〒												
	電話番号													
	お住まいの ご住所 (設置場所と異なる場合)	〒												
重要事項説明 及び確認 <small>確認後、ご同意頂きましたら チェック欄に☑をお願いします。 チェックが無い場合、変更届を 受付けることができません。</small>	内容											チェック欄		
	<機器長期保証制度のご案内> 機器長期保証制度の保証内容、保証対象及び保証の対象外となる事項についての確認。											<input type="checkbox"/>		
	<個人情報の取扱い> お客様からご記入いただきました情報は、商品の発送、東芝もしくはグループ会社、東芝認定販売店などからの回答、各種商品に関する情報提供、及び保守サービス等のため、また、法令等により要求された場合に限り利用させていただくこと。											<input type="checkbox"/>		
	<旧お客様の同意> 記載事項の変更に関し、前・所有者様のご同意を得ていること、または売買契約の締結などにより、法的な所有権が新しいお客様に移転していること。											<input type="checkbox"/>		
変更理由 <small>該当する内容いずれかに チェック☑をお願いします。</small>	太陽光発電システムの相続・贈与・財産分与による変更											<input type="checkbox"/>		
	すでにご登録いただいているお客様(同一人物)の氏名変更											<input type="checkbox"/>		
	太陽光発電システム付き住宅のご購入											<input type="checkbox"/>		
	その他()											<input type="checkbox"/>		

<新しいお客様へ>

※長期保証制度の保証期間は当該物件の設置完了日を起点とし、名義変更の届出をいただいた場合に限り、保証の残存期間を引き継いでいただけます。また他の制度に加入していた場合は、自動的に引継ぎを行います。

※据付工事或いは据付工事に起因するシステムの不具合については、本システムの設置工事を行った販売店以外の会社では責任を負いかねます。また保証の対象外です。予めご了承ください。

※本記載事項変更届は、弊社サービスを円滑に行うためにご登録頂くものであって、弊社住宅用太陽光発電システムの所有権の帰属を証明するためのものではありません。また虚偽の記載があった場合には保証は無効とさせていただきます。

※お客様名の変更にあたり、経済産業省や自治体等への書類提出が必要な場合があります。

<東芝エネルギーシステムズ使用欄>

機器長期保証制度のご案内

※「東芝住宅用太陽光発電システム 保証書記載事項変更届【様式1】」は、本ご案内をよくお読み頂き、ご了解されたうえでご提出願います(変更届のご提出をもって、本内容をご了解いただいたものとみなします)。

機器長期保証制度

保証期間内において取扱説明書、本体貼付ラベル等の注意書きによる正常なご使用状態で、保証対象に定めた状況になった場合に当社製品に限り無償の保守対応をさせていただきます。修理、交換のいずれの方法とするかは当社の判断といたします。

保証対象

- 対象機器:太陽電池モジュール、パワーコンディショナ、昇圧器、接続箱、太陽電池モジュール用架台(東芝純正架台)、蓄電池ユニット
- 保証期間:設置完了日から10~25年間(製品によって異なります)
※カラー表示器(カラー表示ユニット部、計測ユニット部)は、設置完了日から1年間
- 保証条件:当社指定の販売店又は工事(施工)店によって、当社標準工法に従い設置されたものであること。
据付工事については本保証の対象外となります。据付工事に関する保証につきましては、お買い上げの販売店へご確認ください。

保証内容

- ①保証対象機器に故障が生じた場合又は製造上の不具合が発見された場合。
 - ②太陽電池モジュールの出力が、JIS C 8918で規定する性能の条件下において注1)下限値(公称最大出力の90%)の90%未満となった場合 注1):太陽電池モジュールの型式によって異なります。※出力測定は、当社基準の試験条件、試験方法とします。
 - ③蓄電池ユニットの充電可能容量が初期容量の60%を下回った場合。
 - ④システムを構成する機器又は各部品に製造上の不具合が発見された場合。
- ※本保証は、日本国内において販売され、日本国内において使用される当社住宅用太陽光発電システムにのみ有効です。
※製造物責任(PL)に関しましては、法律の規定によります。

保証の対象外

- ① ご使用上の誤り、当社標準工法に従わない施工、故意又は過失による不適当なシステムの維持管理や不当な修理及び改造、若しくは据付工事に起因する場合
- ② 当社又は当社で定めた販売店、施工店以外で行った点検、修理、改造に起因する場合
- ③ 車両、船舶用など一般住宅以外に使用された場合
- ④ ガスエンジン、風力、燃料電池など表記システム以外の発電装置との組合せに起因する場合
- ⑤ 保証対象機器以外の機器との組み合わせに起因する場合
- ⑥ 消耗品及びシステム構成機器の性能や構造に影響を及ぼさない経年変化又は通常使用による自然の機械的摩耗・さび・カビ・変質・変色・色調の変化・音・振動・キズ・汚れ・液晶の表示劣化、その他類似の事由によるもので、システムの発電、性能(発電)に影響を与えない場合
- ⑦ 火災、爆発、戦争、暴動、投石、衝突、物の落下、振動、衝撃、浸水等外来の事故に起因する場合
- ⑧ 自然災害(落雷、降雪、雪水、雪害、等)や天災地変(地震、落雷、台風、風、噴火、津波、等)に起因する場合
- ⑨ 煙害、公害、塩害、温泉地、等における大気中の腐食性物質に起因する場合
- ⑩ 動物(鳥、猫、ネズミ、ヤモリ、虫、等)や植物に起因した故障、損傷、機能が損なわれた場合
- ⑪ システムを設置した後に設置場所又はその周辺環境の変化(近隣地区への建設物設置や樹木等の成長等による影の影響など)に起因する場合
- ⑫ 品質保証期間経過後に申し出があった場合又は保証事由の発生後速やかに申し出がなかった場合
- ⑬ 保証申請時の所定事項に虚偽がある場合
- ⑭ 不具合、損傷等を原因として損害保険金、損害賠償金を受取る又は受取られた場合
- ⑮ 電気事業法で定められた電圧以外の使用環境で使用したことによる故障及び損傷
- ⑯ お客様又は第三者の故意、過失に起因する場合
- ⑰ 転売等により所有者変更の手続きを行っていない場合又は当初据付けた場所から移設の場合
- ⑱ 海岸より飛散した海水が直接かかる地域に設置した場合
- ⑲ 設置に起因する場合
- ⑳ 太陽電池モジュールのガラス面又はセルに、影響を与えない色のばらつきがある場合
- ㉑ 上記の他、当社の責めに帰すべからず事由に起因する場合

お客様の費用負担

- 次の費用等はいずれもお客様のご負担となります。
- ・保証内容に記載されたもの以外の費用
 - ・離島又は離島に準ずる遠隔地への出張修理費用
 - ・発電量損失や関連して発生したお客様の損失(電気、水道代、データ損失、売電収入の減少、等)
 - ・保証事由の発生等のお申し出を受けて調べた結果、保証事由がなかった場合の調査・点検・取外し・取付け等の各種作業・輸送の費用

保証書の再発行

記載事項変更届の受け付け後、当社にて管理しているお客様登録情報を変更します(保証書の再発行はいたしません)。
※修理訪問時に保証書をご提示いただけない場合であっても、当社にてお客様登録情報が確認できる場合は保証対象となります。
記載事項に変更があった場合は速やかに記載事項変更届を行ってください。

太陽電池モジュールからの落雪事故防止について

屋根に設置した太陽電池パネルの上に積もった雪が落下することで隣家の壁やカーポートの屋根を壊したり、自動車のボンネットを入こましたりといった事例が確認されています。消費者の皆様及び事業者の皆様におかれましては、以下の内容にご留意頂き、この様な事故防止につき、充分にご注意頂きますようお願い申し上げます。

《太陽電池パネルからの落雪について》 太陽電池パネルの表面は、通常滑らかなガラスで覆われており、雪が滑り落ちやすい傾向にあります。雪止め等の対策がとられていない場合、雪止めが付いた一般の屋根と比べ落下速度が速くなることで、通常より大きな衝撃を与えたり、予想以上遠くに落雪したりする可能性があります。

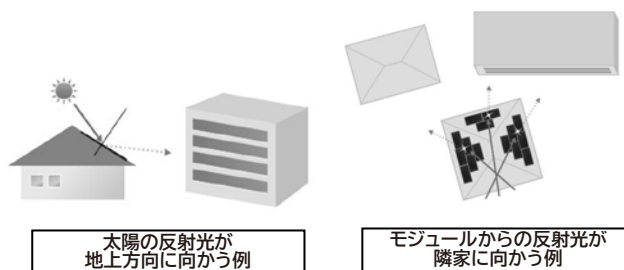
【1】設置に関するご注意/積雪地域(時々積雪する地域も含む)の住宅屋根への太陽電池モジュール設置に関しては、機器や部材が積雪による荷重に耐える様にすると共に、太陽電池パネルからの落雪による影響にも充分配慮する必要があります。落雪により周辺の器物等(カーポート、自動車、隣接する住宅、植木等)に損傷を与える恐れがある場合は、適切な雪止めの処置等が必要となります。詳しい雪止め処置等の内容は、降雪量など地域ごとの気候条件や屋根の仕様等により異なりますので、システムメーカーやそれぞれの地域の専門業者にご相談下さい。

【2】降雪期のご注意/降雪期においては、落雪の可能性があることを充分にご認識下さい。又、太陽電池モジュールの表面が滑りやすいこと、太陽電池モジュールに損傷を与える恐れがあること等により、太陽電池パネルの上に積もった雪を下ろす作業は、基本的に行うことができます。やむを得ず雪下ろし作業を行う必要がある場合は、システムメーカーや専門業者にご相談下さい。

出典:一般社団法人 太陽光発電協会(JPEA)「太陽電池パネルからの落雪事故防止について」

太陽電池モジュールの反射光トラブル防止について

日本の住宅屋根の角度は通常3~6寸勾配(16~31°)であるため、太陽光は一般的に空の方向に反射されますが、東西面や北面に設置されているモジュールに太陽光が当たると、太陽の位置や角度およびモジュールの設置角度によっては、反射光が近隣住宅の窓に差し込む可能性があります。苦情や訴訟になる事例がありますので、事前に反射光の影響をご確認ください。



《事前ご確認事項》 ◆想定される反射光の方向に、その反射光が窓に差し込む可能性のある住宅がないことを確認する。 ◆隣接する住宅に大きな窓等がある場合は、太陽高度と方位を考慮し、その窓に光が差し込む可能性を検討する。 ※モジュールの設置位置に手鏡などを置いて、太陽光の来る方向にご自分の目を位置させ、鏡に映る景色などを確認することで、より正確にご判断いただけます。

くわしくは太陽光発電協会(JPEA)のホームページhttp://www.jpaea.gr.jpをご覧ください。